

平成25年9月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成25年9月10日(火) 午前9時00分開議

- 日程第 1 同意第 3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第 2 同意第 4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第 3 同意第 5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第 4 報告第 5号 平成24年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告につい
て
- 日程第 5 議案第56号 愛荘町地下水保全条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第58号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第59号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第60号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の一部を改正す
る条例
- 日程第10 議案第61号 愛荘町公共下水道事業にかかる受益者の負担金に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更およ
び規約の変更に関する協議につき議決を求めることにつ
いて
- 日程第12 議案第63号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第64号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第14 議案第65号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第15 議案第66号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2
号)

- 日程第16 議案第67号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第68号 平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第18 議案第69号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第19 議案第70号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第20 議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第21 議案第72号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第22 議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第23 議案第74号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23

出席議員(16名)

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村西俊雄君	副 町 長	宇野一雄君
教 育 長	藤野智誠君	住 民 福 祉 主 監	西川都々子君
総 務 主 監	杉本幸雄君	管 理 主 監	北川孝司君
収 納 管 理 主 監	上林忠恭君	総 合 政 策 主 監	林 定信君
環 境 対 策 主 監	飯島滋夫君	教 育 次 長	小杉善範君
教 育 主 監	松藤美保子君	産 業 建 設 主 監	北川元洋君
教 育 振 興 課 長	青木清司君	総 務 課 長	中村治史君
福 祉 課 長	岡部得晴君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	中村喜久夫君
人 権 政 策 課 長	本田康仁君	生 涯 学 習 課 長	山本隆男君
健 康 推 進 課 長	酒井紀子君	子 ども 支 援 課 長	川村節子君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 幸 子 書 記 宮 崎 淳

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さんで
ございます。昨日は一般質問と大変ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会
議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） それでは議事に入ります。

日程第1、同意第3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについてを議題にいたします。

お諮りします。本定例会に人事案件3件が提案されています。人事案件については、
質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、人事案件については質疑・討
論を省略いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） おはようございます。

それでは、提案させていただいております同意第3号でございますが、愛荘町職員
懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。懲戒審査
委員につきましては、地方自治法施行規程に定めがございまして、委員定数は3人、
この3人の内訳については学識経験者から2人、職員の中から1人というふうになっ
てございます。委員は町長において議会の同意を得て命ずることになってござ
いまして、委員の任期は2年であります。現在の3人の委員については、いずれも平
成25年9月10日をもって任期満了を迎えますことから、議会の同意をお願い申し
上げるものでございます。

同意第3号につきましては、滋賀県彦根市馬場1丁目1-1、大和田敢太氏、昭和24年11月24日の方でございます。滋賀大の教授でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより、同意第3号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、同意第3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第2、同意第4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 同意第4号 同じく懲戒審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございまして、滋賀県彦根市佐和町3-15、生駒英司さん、昭和32年2月20日の方でございます。弁護士でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより、同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、同意第4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第3、同意第5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

藤野智誠氏の退場を求めます。

[藤野智誠氏退場]

○議長（本田秀樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 同意第5号 同じく職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。滋賀県東近江市種町877番地、藤野智誠、昭和21年1月3日でございます。職員代表としてお願いをするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） これより、同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、同意第5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

藤野智誠氏の入場を求めます。

〔藤野智誠氏入場〕

◎報告第5号の上程、説明

○議長（本田秀樹君） 日程第4、報告第5号 平成24年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題にいたします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 報告第5号をご説明申し上げます。議案書4ページをご覧ください。平成24年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

財政判断化比率および資金不足比率についてご報告を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付けて報告をさせていただくものでございます。

まず、健全化判断比率の指標であります。実質赤字比率および連結赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっておりますことから、ここでの数値には表れておりません。そして、実質公債比率につきましては12.9%ということで、前年度より2.4

ポイント数字が小さくなったということで少し改善をしているというようなことでございます。早期健全化基準を下回っているということでございます。また、将来負担比率につきましては標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負担割合でございまして、地方債の発行抑制に努めるとともに、経費の節減による基金積立などにより、当町は負担比率がマイナスとなっておりますことから、数値には表れておりません。

次に、2番目の資金不足比率につきましては下水道事業特別会計が該当いたしますが、資金不足額が生じておりませんので数値には表れておりません。いずれの数値も早期健全化基準を下回っております。

以上のとおり、報告とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君）　　ここで、監査委員の意見を求めます。4番、高橋正夫君。

〔監査委員 高橋正夫君登壇〕

○4番（高橋正夫君）　　4番、高橋正夫です。

平成24年度 財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規程により、平成25年8月1日に提出のあった平成24年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。その結果、適正に作成されているものと認めましたので、報告いたします。

平成25年8月23日

愛荘町長 村西俊雄様

愛荘町監査委員 山本憲宏

同 高橋正夫

以上です。

○議長（本田秀樹君）　　これで、報告第5号を終わります。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君）　　日程第5、議案第56号 愛荘町地下水保全条例の制定についてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。環境対策主監。

〔環境対策主監 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策主監（飯島滋夫君） 議案第56号 愛荘町地下水保全条例についてご説明申し上げます。議案書5ページからです。説明資料は1ページでございます。

この条例の制定理由でございます。本町の地下水が町民共有の貴重な財産であることにかんがみ、地下水の汚染を防止するとともに、良質で豊かな水量を確保することにより、将来にわたり町民の健康・生活環境の保全、秩序ある事業活動の促進、湿地環境に生息する動植物の保護、ならびに地域（生活）文化の継承を図ることを目的として制定するものでございます。

この条例は第1章から第5章で構成をされております。議案書の5ページをお願いいたします。

第1章 総則として、第1条が目的、第2条が定義、第3条が町の責務、第4条が町民の責務、第5条が事業者等の責務というふうになっております。

第2章 規制といたしまして、第6条水源保護地域の指定、第7条 水害保護地域における対象行為の届出、第8条 勧告、第9条 対象行為の変更、第10条 地下水への影響防止、第11条 対象行為の一時停止命令、第12条 違反事実の公表をあげております。

第3章として、地下水の水質の保全でございます。第13条 地下水の水質の保全、第14条 地下水の状況把握、第15条 地下水の状況の公表、第16条 地下水の状況変化および苦情の解決でございます。

第4章が水源のかん養でございます。第17条 森林・農地等の保全、第18条 雨水の地下浸透の促進、第19条 国および県の事業でございます。

第5章 雑則として、第20条 意見の聴取、第21条 委任でございます。

付則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものとしております。

別表（第2条関係）としてとりあげております表のとおり、1から4が第2条関係でございます。

以上、ご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第56号 愛荘町地下水保全条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第6、議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

[収納管理主監 上林忠恭君登壇]

○収納管理主監（上林忠恭君） それでは、議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書は9ページから15ページでございます。説明資料は2ページから改正理由と要旨、7ページから30ページまでが新旧対照表でございます。

それでは、説明資料の2ページから6ページまでで説明させていただきたいと思っております。2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、復興特別所得税の課税に伴うふるさと寄付金税額控除の見直しによる改正、そして一定の年金受給者による寡婦控除の申告所得および延滞金の割合の見直しによる特例措置を講ずることにより、地方税法一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、本町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容でございます。第34条の7の寄付金控除につきましては、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合、復興所得税分が軽減対象になり、所得税で寄付金控除が増額になることから、ふるさと寄付金を行った場合、所得税、個人住民税の寄付金税額控除により、寄付金額のうち2,000円を超える金額について全額控除できるための所要の改正でございます。

続きまして、第36条の2の町民税の申告につきまして、公的年金にかかる所得以

外の所得を有しなかったものが、寡婦控除を受けようとする場合の申告の提出を不用としたものの改正でございます。

続きまして、第 68 条の固定資産の徴収方法につきましては、鉄機等送電線等 2 以上の市町村にわたって所在する固定資産の償却資産の価格決定にあたって、総務大臣通知や県通知が遅れた場合の規定を追加するものでございます。

続きまして、付則第 3 条の 2 につきましては、延滞金について、国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として、現在の低金利状況に合わせ、延滞金の率を引き下げるものでございます。延滞金といたしましては 14.6%が今の試算でいきますと 9.3%、1 ヶ月以内の特例で 4.3%が 3%になるものでございます。

付則第 4 条につきましては、法人住民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金について、前条と同様の延滞金が引き下げられるものでございます。

付則第 4 条の 2 につきましては、租税特別措置法において、公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得の非課税の特例に幼保連携型認定子ども園の設置のため贈与する場合が追加されたことによる運用条例の追加を行うものでございます。

続きまして、付則 7 条の 3 の 2 でございます。平成 26 年 4 月 1 日から消費税値上げ前後における住宅取得の駆け込み需要および反動による影響が大きいことを踏まえ、個人住民税における住宅ローン控除を 4 年間延長することや、消費税が引き上げられた場合、控除限度額および借入限度額の拡充による改正でございます。

続きまして、付則第 7 条の 4 につきましては、復興特別所得税が課税されることに伴い、寄付金控除額における特例控除額の特例に、ふるさと寄付金にかかる寄付金控除額の見直しによる改正でございます。

そして、あと付則 16 条の 3、16 条の 4、17 条、18 条、19 条、20 条の 2、20 条の 4 につきましては、分離課税に伴う寄付金控除の関係でございまして、いずれも本第 34 条の 7 および付則第 7 条の 4 の改正に伴う読み替え規定による作業でございます。

付則第 17 条の 2 につきましては租税特別措置法の第 37 の 9 の 2 の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換の場合における譲渡所得の課税の特例が廃止されたため、今回引用条例を削除するものでございます。

付則第 23 条の 2 につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失等をした場合には一定要件下、該当家屋敷地にかかる譲渡期限が震災の日から 7 年を経過する

日に属する年の12月31日まで延長される中、今回倒壊家屋に同居していた相続人も譲渡所得の課税特例の対象となるものでございます。

付則第24条につきましては、付則第7条の3の2の改正に合わせまして、東日本大震災の被災者に係る住宅借入金特別控除を4年間延長することや控除限度額の拡充による改正でございます。

改正付則につきましては、それぞれ施行日と経過措置を定めたものでございます。ただいまご説明申し上げました改正は、地方税法の一部の改正されたこと等に基づき、愛荘町税条例を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をするものです。以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、辰己保君。

○15番（辰己保君） 15番、辰己保。今の説明で国会において地方税法の改正に伴った改正という住民税、町民税の改正ということをしているわけですが、その点で、まず1つ、国会で審議された条例改正は、上場企業の譲渡益または配当益、そういったものも審議されているわけですか、今の説明を受けると、読み替え規定とか、そういうことで逆に、先ほど主監の少し突っ込んだところを尋ねたところ、結果として、新しい条例改正は、それに伴った条例改正は提案していないということ言われています。

今の現行の条例でいくと、譲渡益は本町20%、それを10%に減税していると、当然本町の住民税、町民税に対しての影響ということに対してはないわけですが、それが国会では非課税、毎年100万円の投資等を行うということができたり、しかもその当社債による配当益や譲渡益、そうしたものには通常の上場企業の譲渡損との相殺ができるという、そうした条例が入っているわけです。これは今の説明で行くと、要するに、読み替え規定と言いつつ、結果としてこの条例は、本条例は町税法に基づいて、要するに町税を税条例を執行していきますという解釈として読むべきなのかどうか。読み替え規定、条項ずれという言葉で削除していただくの、それは司法制度に基づくので、その規定いらぬという意味での削除をいつているのかどうか、そういうことが1つ確認をしておかなければならないということをおもっています。

もう1点、住宅ローンの控除が20万円から40万円に引き上げられます。優良住宅だったら、30万円が50万円に引き上げられます。確かに大都市ならそのローン控除

が庶民にとっては有効に働くことは言えると思うのです。しかし、愛荘町の町民さんで見れば、どうだろう。2,000 万円以上のローンが組める方がどのぐらいいるのか。また、それを組んで、組んだとしても、要するに住宅購入の名義人、共同名義になっているか、単独名義になっているか、それはわからないけれども、しかし両方に控除はなされない。優位性が持たれてきますから。だから結果として、その 20 万円が 40 万円に上がったとしても、本来ならローンを組んだのだから、その満額の控除を受けられるはずなんです。愛荘町民で庶民的に見れば 2,000 万円がある程度、相場かなと見た時、20 万円の控除が 40 万円に上がったとしても 20 万円の控除、一般控除が適用されるだけ。しかし、実際問題、所得税の納付とそれを 20 万円に到達するために、住民税で補てんをするというところに、それでも 20 万円の控除、満額控除が受けられるのかどうか、私はそれはかなり受けられない方が多いだろうというふうに思っています。ですから、受けられない方に対する救済措置、これがこの条例の法律の設定に伴って、夏までにはこの措置を講じるというふうに言われているわけですが、その措置が、講じられる通知、通達が来ているのかどうか、この 2 点について、答弁をお願いします。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（上林忠恭君） 辰己議員の 1 点目の質問でございますが、公債費とか譲渡所得の総意と、今回の読み替え規定の中の削除されている部分について、地方税法に基づいてされているのか、控除されるのかということだと思っておりますけれども、につきましては、すべて上位条例に基づいた定義、今回の削除規定は上がっております。それによります今回の改正の内容になっております。制度上は一応すべて現行のまま変わっておらないということになっております。

それと、あと住宅ローンの方につきましては、夏までにこの救済措置が示されるという話で、この件についての通達等がきているかというご質問だと思うのですが、今現在は具体的にはそういった措置は示されておられません。また示された時点におきまして、また皆さんにご説明を申し上げまして諮っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 点目の読み替え規定ということで説明申し上げますが、これは地方税法に基づきまして行っているものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 15 番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。上位法、当然地方税に基づいてしているということの言葉が結果としては、町民税の税制改正の読み替え規定とか、削除とかいう言葉が、本町においての条例整備は、それで整備できるのだけれども、実際削除したり、読み替えるという意味が上位法を順守するというところで、結果として、今国会で審議された税政改正がそこに含まれてくるという解釈を持つのかどうかという確認をしているわけです。まったく、その解釈をいらない、改めて、後日、条例として提案するというふうに、今言われるような、譲渡益とかそういうものに対する優遇制は住民税に関わって来るなら、それは後日に提案するのか、今含まれているのかという、その確認をしているわけです。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（上林忠恭君） 辰己議員の申された質問につきまして、先ほどの質問につきましては、住宅ローンの件ですけれども、それにつきましては具体的な国からの通達等が来ましたら、またご提案申し上げたいと思います。

株式譲渡益の件につきましても、今具体的に通達等きておりませんので、それを受けて皆さんにご提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について、反対を行います。

今の質疑の中で、現行の制度そのものの国会での地方税法の改正に伴った条文整理と言いますか、条項整理という説明でありました。特に、この点で言えば、結果としてはまだ取り出すべきものが提案できない状況にあるということも言われました。ただし、現行法でいう上場株式等に関する配当、そういったものが本則課税20%が、結果として10%減税ということで、そのまま維持されていくというところ、それについても別段、本則に基づくというほども上位法の改正が行われたにも関わらず、町税提案はしていないということで、この条例提案が要するに本則課税10%減税の容認になる、その提案であるということを感じて、反対討論とします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論ありませんか。9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今回の改正は、復興特別所得税が課税されることを受け、ふるさと寄付金が特別控除額のうち2,000円を超える額について、個人住民税、所得税および復興特別税を合わせ、規定限度まで税額控除できる見直しが行われるものであり、また延滞金の割合については、現下の低金利の状況等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、当分の間の措置としての延滞金の特別の見直しにより、定数を引き下げられるものであります。

個人住民税における住宅ローン控除については、消費税率引き上げに伴う住宅取得対策として、控除適用期限の4年間の延長および控除限度額を5%から7%に引き上げ、住宅ローン借入限度額の充実を図られる措置であります。なお、控除限度額5%から7%に借入、個人住民税の限定額については全額国費で補てんされるものであります。

以上のことから、今回の改正は住民の税負担の軽減、影響を平準化、緩和するための措置であり、本条例の議決を求めることについて、賛成するものであります。議員各位におかれましてもご理解をいただきまして、本改正の賛成にご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第57号 愛荘町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第7、議案第58号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 西川都々子君登壇]

○住民福祉主監（西川都々子君） 議案第58号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の16ページ、説

明資料の 31 ページから 32 ページをお開きください。

まず、改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行により、延滞金の割合等を見直し、特例措置を講ずることとされたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正条例の要旨でございますが、付則第 4 条について、延滞金を地方税法の改正に合わせ、当分の間において、現在の低金利の状況に合わせて引き下げるものでございます。付則といたしまして、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行し、施行日以後の期間に対応する延滞金において適用をするものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより議案第 58 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 58 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 58 号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 8、議案第 59 号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 議案第 59 号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の 18 ページ、説明資料の 33 ペー

ジから 34 ページをお開きください。

まず、改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行により、延滞金の割合等を見直し、特例措置を講ずることとされたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正条例の要旨でございますが、付則第 14 条を追加するものでございます。延滞金について、地方税法の改正に合わせ、当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせて引き下げるものでございます。付則といたしまして、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行し、施行日以後の期間に対応する延滞金において適用をするものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより議案第 59 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 59 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 59 号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 9、議案第 60 号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。環境対策主監。

〔環境対策主監 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策主監（飯島滋夫君） それでは、議案第 60 号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案書 20 ページ、21 ページでございます。説明資料は 35 ページからで、37 ページから新旧対照

表が付けてありますので、よろしくお願いいたします。

改正の理由でございますが、本条例につきましては昨年9月に議決をいただきまして、その後、検察庁と再協議をさせていただきました。その結果、補償があった場合の想定問答をシュミレーションし、現行法例と照らし合わせ、本町に不利にならないよう語句の修正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の要旨でございますけれども、第2条第7号中「廃棄物処理法に規定する場所以外の場所にごみ等をみだりに捨てること、または放置することをいう。」を「公共の場所または他人が所有もしくは管理する場所にごみ等をみだりに捨てることをいう。」に改め、同条第9号中「土、砂利、岩石等で廃棄物以外のものという。」を「土、砂もしくは石またはこれらの混合物をいう。」に改め、同じく第12号中「町内で事業活動を営む者をいう。」を「事業活動を営む者および事業の発注者ならびに施工を請け負う者をいう。」に改めるものでございます。

第20条、第24条および第33条中、「期限を定め、」を「期限を定めて」に改めるものでございます。語句の修正をするものでございます。

第23条中「前条第1項の調査の結果により」を削るということでございます。

第26条中「悪臭を発生するおそれのあるもの」の次に「(廃棄物を除く。)」を加え、「燃焼」を「焼却」に改めるものでございます。

第27条中「前条の規定による」を「前条の規定する」に改め、「当該行為」を削るものでございます。

第28条中「その勧告に従わないときは、」の次に「期限を定めて」を加える改正です。

第42条中、「期限を定め、建物もしくは施設の構造もしくは配置、操業の方法もしくは公害防止の方法の改善を命じ、または施設の使用もしくは操業の停止を命ずることができる。」を「期限を定めて施設につき必要な改善を命じ、または期間を定めて施設の使用の停止を命じることができる。」に改めるものでございます。

第52条中「適合しないときまたは適合しない恐れがあると認めるときは、当該届出事業者に対し、期限を定めて計画の変更または中止を命じることができる。」を「適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から10日以内に限り、当該届出事業者に対し、計画の変更を命じることができる。」に改めるものでございます。

次のページの第52条第2項中「現状の回復」の次に「その他必要な措置を講ずべ

きこと」を加えるものでございます。

第 56 条第 2 項中「当該届出にかかる埋め立て等の工事について、第 51 条の安全基準に適合しないときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該事業区域の埋め立て等に関する安全基準に適合しない土砂等の全部若しくは一部を撤去し、または安全基準に適合するよう必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」を「安全基準に適合しないときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、現状の回復その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」ということに改めるものでございます。

第 60 条第 1 項中「当該事業者が」を削り、「立ち入り、あるいは放置されている物件について、帳簿、書類その他の物件を調査させ、または関係者に質問させることができる。」を「立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、または関係者に対する指示または指導を行わせることができる。」に改めるものでございます。

第 64 条を次のように改めるということで、次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。第 1 号で第 55 条第 1 項の規定による命令に違反し埋立て等を行った者、第 2 号で第 55 条第 2 項、第 56 条第 2 項の規定による命令に違反した者でございます。

第 65 条第 3 号「報告をしない者」を「報告をせず」に改めるものでございます。付則他姓 3 項中「この条例の相当規定によりなされたものとみなす。」を「なお従前の例による。」に改めるものでございます。

付則として、この条例は公布した日から施行するというものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 60 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第60号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） それでは、日程第10、議案第61号 愛荘町公共下水道事業にかかる受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第61号 愛荘町公共下水道事業にかかる受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書22ページ、説明資料41ページをご覧ください。本条例の改正は、付則の一部を追加するものでございまして、41ページの説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

改正の理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律の改正により、延滞金の特例措置を講ずることから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

改正する条例の要旨でございますけれども、改正内容といたしましては、延滞金について、地方税法の改正に合わせて、当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせて引き下げるものでございます。

施行の期日といたしまして、26年1月1日から適用してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第61号 愛荘町公共下水道事業にかかる受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第11、議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。環境対策主監。

[環境対策主監 飯島滋夫君登壇]

○環境対策主監（飯島滋夫君） それでは、議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書24ページ・25ページでございます。説明資料は43ページからで、44ページ以降に新旧対照表を付けさせていただいております。

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議について議決を求めることにつきましては、地方自治法第268条第1項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い、彦根愛知犬上広域行政組合規約を変更をすることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

改正の理由でございますけれども、愛知郡広域斎場につきましては、老朽化が進んでおり改修の予定もないため、愛荘町が火葬業務を彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑に加入し、平成28年度から利用するものとし、なお紫雲苑については26年度から改修が予定されていることを踏まえ、組合を構成する関係市町において共同処理する事務および規約の変更に関し、議会の議決が必要となったためお願いするものでございます。

規約の要旨でございますけれども、第3条の表中に、用語として、新たに設置する火葬場（関係市町が共同で火葬業務を行うために新たに設置する施設をいう。以下同じ。）の設置および管理運営に関する事務を追加し、改めるものでございます。

第12条第2項に次の1号を加えるということで、第4号として、新たに設置する

火葬場の設置および管理運営に関する経費として、均等割および人口割を加えるもの
でございます。

付則、この規約は公布した日から施行するということでございます。以上、ご審議
のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、辰
己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。今の彦愛犬広域行政組合、一部事務組合を、
業務を愛荘町としては、拡大して業務参画するということの提案であります。これで
26年から開設予定に伴って、それに進めた当然事務処理等も関わってくるわけです
が、愛知郡広域、今説明で改築整備していく予定がないということであります。そこ
で、当然一部事務組合は、どう言いますか、2つの分野を持って一部事務組合を形成
してもなんら問題はないだろうとは思いますが、愛知郡広域の整備、不整備と言いま
すか、それがどのような状況で動いていくのか。でなければ、愛荘町としては当然
併設業務ということになってきます。当然、補助金の整理、そうした問題もあるだろ
うと思います。そうした中で、実際にそちらに歩みだせるのかどうか、というところ
の懸念がある訳ですから、その点でしっかりした答弁をいただきたいというふうに思
います。

26年からの開設予定に向けて、愛荘町が紫雲苑の方に移行していくということが
明確にしているのかどうか、愛知郡広域で。そことのあくまでも愛知郡広域との整合
性、事務処理、そういった経費をどういうふうに考えているのか、そういうことが明
確にならなければ、やはり二重投資になっていくので、やはりここを明らかにしてい
ただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 辰己議員のご質問にお答えをします。紫雲苑の業務
につきましては、平成28年度からの参画になります。ただ、工事が26年度から行
われますので、その負担については愛荘町も26年度から入るということで、実際の
火葬業務については28年度以降ということです。

愛知郡広域行政組合とのかかわりでございますけれども、愛知郡広域行政組合の斎
場業務につきましても関係する東近江市との協議をしておりますので、愛荘町が28
年度から紫雲苑に行くという話については、組合の議会の方でも話をさせていただい

ておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

旧の施設の補助金につきましても、組合の方で調査をしていただくようには依頼をしておりますので、まだ結果としては聞いておりません。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 当然、一応愛知郡広域行政の火葬業務、それはもう分離していくということで、議会でも協議をしたということですね、そういう解釈にしていわけですか。35年ぐらいまで、あと10年ぐらい一応使えんことはないという愛知郡の広域斎場は使用可能であると、そこのそうした流れで、どのように精算をしていくのか。精算していくにおいては当然、てっか法とか、そういう問題が発生してくるので、そうしたことも含めてするのか、当然、紫雲苑に入れば、その負担が当然伴ってくる、なぜ曖昧にしない、しっかりとここに参画をしていく上で、しっかりとものごとを整理していただかなければならないでしょうというのは、そもそも彦愛犬広域行政組合に参画した時に、まったく何もないものの中で参画をしているという、私はその時にも、その参画する時に批判をしました。しっかりとした、要するに、別に職員の事務費しか負担をしないで、中の協議も何もない。そうした中で、曖昧な中で、この3号のところの業務で参画してるわけです。今度は4は実質、予算を伴って明確に参画をしていくということになっていくだろうと思うのです。その時に二重投資という状況やら、そうした問題がどのように整理するのか、ということに、その理論的な根拠を示されているかどうかというので、私は確認をしてるんです。

○議長（本田秀樹君） 環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 今の経費の二重投資というお話でございますけれども、先ほども言いましたように、紫雲苑に対する管理運営の部分につきましては28年度以降に生じてきます。愛知郡については一応28年度以降について、東近江との関係がございますので、それについてはまだ協議をするところがあると思いますけれども、その時期までには協議を整えて、二重投資にならないような方法をとっていきたいなと思っていますし、まずは先ほど、3号につきましては、平成22年から入っている部分でございますので、まだごみの分については何も出ておりませんが、今後新たに4号については26年度から工事を行うことについての負担をしていくことになると思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（本田秀樹君） 組合議会のことを言っているのでしょうか。整合性を。

○15番(辰己 保君) 整合性を言っているのもあって、理解をしてくれというのは。止めてください。

○議長(本田秀樹君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時05分

○議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。環境対策主監。

○環境対策主監(飯島滋夫君) 辰己議員の質問の経費が二重投資なりの話でございますけれども、先ほども言いましたように、愛知郡広域行政組の中での議会の全員協議会で、愛荘町の方向性についての説明等もさせていただいておりますし、今後、愛知郡の広域組合の方から火葬業務については、愛荘町は紫雲苑に行ってしまうと抜ける、また協議をしてもらうこととなります。今のところ平成26年度からは先ほど言いました事業費についての負担のみで、28年度以降は管理運営についても負担が生じてきます。愛知郡広域につきましては、その間、火葬場の修理等については多少の修理も出てくると思いますけれども、その分についての負担はやはり愛荘町も負担をしていくこととなりますので、それ以降は火葬業務は全部紫雲苑に行ってしまうと、その時点では愛知郡の方の火葬業務については負担はなくなる予定をしております。ただ、先ほど言いましたように東近江との整合がありますので、東近江が何年度から布引の方に行かれるかということも詳しくは聞いておりませんが、平成30年というような話は聞いていますけれども、その間はひょっとしたら二重になる可能性もあると思います。

○議長(本田秀樹君) 15番、辰己 保君。

○15番(辰己 保君) その点、今、二重投資、それは当然起こり得るだろうと思うんです。28年度から稼働すると、そこに参画していくという、じゃあ愛知郡広域行政の斎場業務は28年度から、もしくは明確に紫雲苑の運営に参画するという年度が明確になれば、そこからこちらを止めるということになるのだろうけれども、今言うように、30年とかそういう問題、そういう面ではどうなるんでしょうか。管理者としての方向、協議がされているのかどうなのか、ちょっとわからないけれども、非常にそこが曖昧な結局答弁が、答弁からしても、だから、参画していく上で、我々としては、非常にそうした問題が起こらない。法的な問題も含めて起こらないという前提で、参画していかなければならないので、これに対して認めていくというのか、だ

から、その点が私は一番危惧しているところなんです。堂々と両方の火葬場を稼働させていくと言い切らせて、その時期を見極めて処理をしていくというふうに、言い切るのか、執行部としてそのところを言い切るかどうか、議事録としてしっかりと残してもらわないと、曖昧な状態の答弁で、わかりましたとはいかない。3号のところでも、その辺で私はこの議決した時の議会が、私はもう少し拙速であったというふうに思っているもので。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 要するに、同一業務で2つの広域的組合で業務が成立するかどうかということについては、ちょっと法的に一辺検討、法的な見解をやっぱりしっかりと確かめておく必要はあるかと思っています。

例えば、近江八幡なんかは八幡市に火葬される方と、布引の方へ行ってあるというふうに聞いているんですけども、ただそれは片一方は近江八幡市立ですし、片一方は行政組合と、こういうことになっておって、うちの場合は両方とも行政組合ということになりますので、その辺、例えば処理範囲を、圏域をスカッと分けていく場合はできるのかどうかと、例えば、水道業務とかはそういったところは、たぶんそういう例があると思うのです。同じ町の中でも、この部分はこちらの行政組合、この部分はこちらの行政組合とか、ありうるのと違うかなと、長浜市なんかは非常に広大ですし、米原です、旧近江町なんかは長浜の水道企業団に入っていますし、いろいろな事例がありますので、ちょっと法的な問題が確かに絡んできます。スカッと供用開始の時点でスカッとせんとあかんのかどうか、ちょっとその辺は研究、検討する余地が確かにあると思っています。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 我々議会としても、今そうしたところ、本当に責任を持っていこうと言っているわけです、議決においては。だから、参画そのものが問題になるのか、その入り口でまずは我々が問題になるのかどうか、次に、2業務を平行した時に問題になるのか。今の時期が議会もそれについて研究していないからわかんない。ただ、私はそうした拙速にやって、結果としていかにもその法的責任に対して、全体責任を負う訳です、当然、議決するんですから。執行部が提案をされているのです。議会はそれを議決して執行を認めていくわけですから、議会の方が責任は重たいわけです、どちらかと言えば。私そのことで、今皆さんにも提案を申し上げているわけで

す。

だから、慎重にもう少しこうしたものを根拠を持ってやってはどうかと。ただ、私は当然そうした流れの中で参画すること自体が問題にしているわけではなくて、そうした法的根拠をしっかりとやった上でやっていかないと、我々は町民さんに対して説明責任を果たせませんよということを言っているんです。ですから、今審議途中ということで、どういうふうに議事運営ができるか私にはわかりません。わかりませんが、一応 10 日間猶予がある訳ですから、その間に調べてもらって、我々自信を持って議決をしていくということに提案は申し上げたいとは思っています。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。35分から再開させていただきます。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時37分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。環境対策主監。

○環境対策主監（飯島滋夫君） 大変申し訳ございません。愛荘町が火葬業務に紫雲苑に入る場合の辰己議員のご質問で、火葬業務の関係についての質問ですけれども、まず一部事務組合同士の火葬業務については、できないというのが総務省の見解でございます。できるのは、一部事務組合と市または町か民間の事業者でやっている場合は両方で利用できるということでございます。

したがいまして、今回、火葬業務の改正のお願いをしております愛知犬上郡の組合規約の改正につきましては、その前提である投資の部分で平成26年度から関わってきますので、その関係での改正についてお願いをしておりますし、それが完成して、愛荘町が入った時点で愛知郡の広域行政組合の組合から火葬業務については脱退をするということになり、平成28年度から火葬業務に入ると、27年度中にその議決がまた要ということになります。

26年度になぜ規約の改正を、ただいま規約の改正をして26年度からというふうにお話をさせてもらっているのは、定住自立圏の中の1つの部会として火葬についての部会を設けて、広域で事業をすることについて、その経費の起債の関係での充当率等が一般と変わってきますので、それも含めて町に有利な方法をとるために、今回規約の改正をさせていただいて、その後、定住自立圏の協定変更をお願いをすることになると思っています。

定住自立圏の中で位置づけをされますと、起債が使えるということで交付税の措置

もあるということになるということ聞いております。先にきちんと説明がさせていただかなくて大変申し訳ございませんでした。開業する時点から、愛知郡から抜けるということになります。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。今の説明を聞いていても、結果としては腑に落ちなくなるのは、愛知郡の広域斎場は愛荘町に設置しています。先ほどの質疑で確認したのは、結果として愛知郡広域行政の中でしっかりと方針が決まっていな。そうした中でこの議決することによって、自動的に広域行政の組合議会の審議、改正審議、そうした関係縷々の協議を飛び越えて、ここの議会は脱退を表明することになります。はたしてそのルールがいいのかどうか。要するに事務的な精査をある程度説明されて、議会がその点で納得するという経緯をとらなければ、要するに議会が決めましたから、議会が決めましたからということで進んでいくわけです、今度は議決してしまえば。

そうすると、広域行政議会の議会においても、もう何も審議は必要なくなってくるわけです。じゃあ、それはルール上、紳士的にもいいのかどうか、法的には問題がそこに歴然と法的な処理をしようとするればそうせざるを得ない。この議決はその法的に準じて、順守して効力行動すれば、広域行政組合一部組合のルールすら踏み込んでします。もう少し本当にお互いに協議、審議をした上でしっかりと責任を持ち、今度は本当に責任を持ち切ることになります。今の話を聞いたら、よけい。ですから、本当にもう少し協議をなされた方がいいのではないかとというふうに我々議員自身も本当に腑に落とすというか、私はちょっと広域行政組合を飛び越えてしまうという、それでも良いという方向なら結構です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 愛知郡広域行政組合には何回か、このことについては申し伝えております。議会の議決事項では現在まではないので、そこまではいいませんが、全員協議会には「愛荘町は経過も含めて紫雲苑とか、布引とか、あるいは単独で行くのかといったことを半年以上かけて議論してきましたと、その結果、紫雲苑の方に加入するというので愛荘町としては方向を決めたので、ご理解を頼む」ということで全員協議会に何回か報告をしています。もちろん、全協でいろいろな議員さんの意見が出ました。出た上で、「まあやむを得ないな」というふうのは決まっております。

ただ、供用開始の時点で、スカッと向こうの方が廃止になるといったことについては、つい最近、はっきり言いましてわかってきたことでして、今も改めて県も総務省まで聞いたらしいので、それがちょっと出てきましたけれども、それで供用開始の時点では両方に行くのはまずいと、供用開始までは両方に加入できると、できて、ただ、その場合は、例えば今の例で言いますと、紫雲苑の管理運営事項には加入できませんよと、こっちをやっているから。ただ、新しい新火葬場、これからやろうとしている、その設置および管理運営については建設時点から加入ができますと、こういうふうに言っているんです。新しい火葬施設が供用開始になれば、紫雲苑の、その時にはいわば愛知郡の方は脱退を取る必要があると、こういうことになりまして、そのことについては確かに愛知郡の方には言えていません。これはつい最近の見解が明確になったところで、このことについては愛知郡にはやっぱりきちんと言わないとあかんというふうには思っています。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。要するに、それでいいんです、すっきりとしていけば、我々も法的根拠で、こういうふうに事務的にいけば、そういう運営じゃなくて、業務運営でなくて、そういう予算上の参画ということの計画段階において、それはそれでいいんです。

しかし、今町長が言ったように、広域行政組合でもまだそこまで理解をしてもらわなければ、要するに、東近江市の選出議員さん、特に湖東・愛東に関わっているわけですから、その議員さんには理解はしてもらわなければならないと思うのです。自動的にそういうことなんですと、私は一定真剣に上げないと、早急に、臨時的にも、そのルールを、要するに今の議決をこういう議決ですよと言っているながら、実際は28年度にはもう閉鎖しますということを宣言することになる、同時に。単に計画参画でなくて、業務停止するという事までこれで議決するということになるんですよ。

○町長（村西俊雄君） ちょっと、そこは違うけれども。

○15番（辰己 保君） 意味はそういうことになります。そこから脱会しますかということになりますやんか、それじゃないです。今議決すれば計画段階の入るわけです。当然、それに伴った予算は入って出ていくわけでしょう。斎場業務を実質一部事務組合として運営に参加した時には、それはできませんという見解なんです。だから1つにしましょうということで、しかしこの議決はそのことを意味しています。

ですから、私は審議的な協議を、要するに東近江の消防の時と一緒に、広域議会で協議し、全員協議会を開いていただいて説明をし、そして、常にそのルールを守って最終的に東近江の統合に議決していったと、そういう経緯があります。ですから、私はそこを求めて、ただいまは計画段階の議決をもらう、4号の議決をもらうだけなんだということを思っておられるか知らないけれども、実際問題、3号の時にそれを私は拙速であったという考え方を持っていますから、だから今一度、本当に協議をなされた方がいい。ここでいや議決して皆さんも愛知郡広域を脱退しますというように議会が、それではないんだと言うけれども、それに類しているんだということを強調したいと思います。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） お答えをいたします。辰巳議員がおっしゃるとおりでございまして、一部事務組合は重複することはできないということで、準備段階から彦愛犬に入るということは、もうあの説明のとおりです。

28日にハード面ができて、28年からスタートすれば、愛知郡広域からは私も脱退せんらんとすることは事実でございます。しかしながら、まだ湖東・愛東がありますので、その湖東・愛東分については細部は明確にはなっておりませんので、その間はまた愛荘町の中にある斎場は継続していくということになるかと思っております。それで、その時点で湖東・愛東も布引の方に行くということであれば、27年度中にすべてを制止するということになるかと思うのですけれども、いずれにいたしましても、愛知郡広域での業務は必要かと思っておりますので、今後、愛知郡広域との議論もやっていただくようお願いを申し上げまして、愛荘町はこの議決によって、いわゆる平成28年度からは紫雲苑に行くということが、過去1昨年からの議論の中で経過が明確になっておりますので、その方向で進めさせていただきたいなということでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時09分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、討論

ならびに採決は最終日に変更させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、最終日に変更といたします。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第12、議案第63号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） それでは、議案第63号をご説明申し上げます。

議案書の26ページでございます。平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,264万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,070万7,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明申し上げます。31ページをご覧ください。歳入でございますが、国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金は障害者総合支援給付費負担金が補装具の増額補正により137万5,000円の追加。国庫補助金ですが、民生費国庫補助金の障害福祉費補助金は手話奉仕員養成研修会参加者増により4万2,000円、土木費国庫補助金の都市計画費補助金は地籍調査対策費補助金31万4,000円、社会資本総合整備交付金は東部地域公園用地買戻しと町民交流広場測量設計に対する内示により1,900万円、教育費国庫補助金は小学校の理科教室設備整備費等補助金14万8,000円それぞれ追加。

県支出金、県負担金の民生費県負担金は補装具の増額補正により68万7,000円追加、県補助金の総務費県補助金消費者行政活性化交付金は追加交付と補助率が2分の1から10分の10になったことにより20万4,000円、民生費県補助金はしが地域支え合いづくり促進事業費補助金、「命のバトン」事業の関係ですが、203万6,000円、

地域生活支援事業補助金は手話奉仕員養成研修会参加者増により2万1,000円、子育て支援環境緊急整備事業費補助金は子ども子育て支援新制度電算システム、保育士等処遇改善特例事業の実施により623万円、そして、めくっていただきまして、32ページの衛生費県補助金は妊婦健康診査事業補助金の25年3月分受診分として47万7,000円、農林水産業費県補助金は国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金が電気使用量の増により20万1,000円、土木費県補助金は地籍調査対策事業費補助金15万7,000円の追加。委託金の総務費委託金は住宅土地統計調査交付金が交付決定により8万3,000円減額、土地利用規制対策費交付金3,000円、土木費委託金は住生活総合調査委託金13万1,000円追加。

繰入金、特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金は、前年度決算に伴い超過負担金を介護保険特別会計から2万円返還されるものです。

そして、基金繰入金の地域基盤づくり推進基金繰入金は、東部公園用地買戻しによる起債繰上償還に伴う土地取得造成事業特別会計への繰出財源として668万1,000円追加、前年度繰越金3,500万1,000円は今回の補正予算財源に充当するものでございます。

そして、次34ページからは歳出でございます。議会費の旅費は議会改革特別委員会委員の出張旅費として17万3,000円追加。

総務費、総務管理費の文書広報費は財源更正でございます。企画費の報償費は自然観察の森整備竣工記念講演会3月に開催予定の講師謝礼2万円、街道交流館予定地の旧近江銀行の文化財保存に係る調査協力謝礼24万円、地域おこし協力隊活動謝礼として3ヵ月分×3人で149万4,000円、需用費消耗品費は自然観察の森の樹木名札、木道天板処理用のボルト料、作業への子ども参加賞など21万5,000円、食糧費が木道整備作業出席者のお茶1万5,000円、役務費は東部公園用地買戻しに伴う不動産鑑定手数料56万1,000円、工事請負費は自然観察の森整備工事として169万2,000円の追加、原材料費は木道の天板材料代43万7,000円、負担金補助及び交付金は湖東三山スマートインターチェンジの開通啓発のため期成同盟会負担金として18万8,000円、地域おこし協力隊の活動支援事業補助金として150万円、繰出金は用地転向取得事業債の繰上償還のため土地取得造成事業特別会計繰出金2,368万1,000円の追加、電子計算費の委託料は子ども子育て新システム開発委託料として1,050万円、町民サービス費は県の消費者行政活性化交付金を受け、振り込め詐欺防止啓発の消耗品費10

万円、自治振興費は7月1日に施行しました自治基本条例によるまちづくりの基本原則の周知を図り、この条例を実行性を高めるためフォーラムを開催いたします報償費として講師謝礼7万5,000円と手話通訳の謝礼2万7,000円、消耗品費5,000円、食糧費お茶代1,000円の追加でございます。

35ページの統計調査費、住宅・土地統計調査費は交付金の交付決定により報酬5万3,000円、職員手当9,000円、賃金2万円、需用費1万7,000円、役務費2,000円をそれぞれ減額し、旅費1万8,000円の追加。

民生費の社会福祉費社会福祉総務費は民生委員児童委員協議会視察研修に係る事務局旅費16万2,000円、需用費は緊急時に備えて「命のバトン」を全戸配布する費用として消耗品費199万5,000円、その説明チラシ費用として印刷製本費6万1,000円、障害福祉費の委託料は地域活動支援センターⅡ型事業委託料として66万9,000円、負担金補助及び交付金は手話奉仕員養成研修事業の受講者増により負担金8万5,000円、扶助費は補装具の修理予定の増によりまして275万円の追加でございます。

36ページの児童福祉費児童福祉総務費は臨時職員1名の5ヵ月分の賃金65万円、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る事務用消耗品費10万円、負担金補助及び交付金は保育所運営対策事業費補助金を民間保育所の給与改善費用1%上乗せして計上いたしておりましたが、新規事業として保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、これを民間保育所へ853万6,000円計上するため、保育所運営対策事業費補助金391万4,000円の減額。

衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費は財源更正であります。環境衛生費は大型生ごみ処理機設置集落が決まりまして、事業の詳細が固まってきたことから、需用費として生ごみ保管バケツ、たい肥粉入袋などの消耗品費33万円、処理機の稼働予定が11月からとなるので当初予算では補助金に計上していた生ごみ処理機の電気代30万円を減額して、光熱水費で15万円計上、そして生ごみ処理機を保守点検委託業務14万円減額、処理機設置場所に電気の引き込み工事、生ごみ処理の自動記録をモデル事業として実施するために、これを設置する必要が生じたために追加するため工事請負費152万1,000円の追加。

農林水産業費の農地費は電気料金の値上げ、使用量の増による町負担額の増額補正として国営造成施設管理体制整備促進評価支援事業補助金26万8,000円を追加。

37ページの土木費、土木管理費の土地利用規制等対策費は県費の内示により消耗品

費 3,000 円追加。土地計画費の下水道費は財団法人滋賀県下水道公社解散により財産分与の寄付により下水道事業特別会計への繰出金を 227 万 8,000 円減額、地蹟調査費は委託料を当初予算で計上誤りをいたしておりまして 103 万 2,000 円の追加。住宅費の住宅管理費は住生活総合調査に係る費用として調査員報酬 7 名分 11 万 9,000 円、費用弁償として調査員旅費 5,000 円、調査消耗品費 3,000 円、通信運搬費 4,000 円の追加、小集落地区改良事業費は長野 1 号線取付道路および 1 号線道路改良用地取得費として 85 万 5,000 円、1 号線道路改良事業移転補償費 590 万円の追加でございます。

めくっていただきまして、38 ページの教育費、教育総務費の旅費ですが、費用弁償としてスクールガードの旅費 1,000 円、普通旅費として学校安全推進に関する計画に基づく現地研修の旅費 5 万 9,000 円、需用費は防犯ブザー愛ぼう君の修理料 4 万 5,000 円。小学校費の学校管理費は、秦荘西小学校の嘱託用務員が 6 月に交代をいたしておりまして通勤手当 2 万 2,000 円追加、教育振興費は財源更正でございます。

中学校費の学校管理費は秦荘中学校エレベーターの修繕料 54 万 2,000 円追加、社会教育費の公民館費は秦荘中央公民館跡地の（仮称）多目的交流広場設計委託料として 500 万円、図書館費は秦荘図書館事務所の湯沸室の天井修繕料 14 万 5,000 円、39 ページの保健体育費の保健体育総務費は備品購入費 315 万 1,000 円、これはアーチェリー教室の大会用用具 10 セット分でございます。体育施設費は老朽化による愛知川武道館自動火災報知設備改修のため、施設修繕料 86 万 9,000 円の追加。

諸支出金、基金費の町営住宅建設整備基金費は、長塚改良住宅売払い収入を当初予算では一般財源といたしておりましたが、町営住宅の修繕に充てるのが本意でございます。町営住宅建設整備基金に 324 万 2,000 円積み立てるものでございます。

めくっていただきまして、40 ページは補正予算の特別職の給与費明細書、41 ページは一般職の給与費明細書でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより議案第 6 3 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番、河村善一君。

○8 番（河村善一君） 総務管理費の中の自然観察の森整備工事が 169 万 2,000 円、工事材料費で 43 万 7,000 円、当初、300 万円と言っておられた部分が、合わせますと約 500 万円近く増えるわけですが、その当初から変更になった部分についての説明を求めたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） お答えいたします。自然観察の森につきましては、昨年ならびに今年度に入りましてからも、地元香之庄と内容について詰めさせていただいております。基本的な内容は水路の整備であるとか、散策路の整備につきましては当初の構想どおりでございますけれども、その仕様につきまして、特に水路につきましては当初は自然のままというか、そのままの整備というのを考えておりましたけれども、やはり水を集める必要があるだろうし、土留め口等が必要になるということで、土留めを新たに工事を実施いたしました。あと散策路につきましても安全等の対策で、当初は砂利敷あるいはチップ敷という形を考えておりましたけれども、地面から一定浮かす形での散策路という形に仕様を変更いたしました。その散策路につきましては一部天板の施工等につきましては地元でしていただくということで材料費という形で提示をさせていただきましたけれども、そういうふうな仕様の変更もございましての増額でございますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 当初300万円というところで見えられた部分で、約7割方増えるいるわけですがけれども、当初からほぼ、あまり計画の変わりがないままの7割増えるということについて、当初の見積もりが甘かったのではないかという部分になろうかと思うのですけれども、そのことについて、どこの部分がどのように変わったのか、設計そのものが随分違ってきたのか、そこについてもう一度はっきりと求めたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 今ほど答弁いたしましたように、基本的には自然観察の森でございますので、あまり手を加えずに、今のあり方を生かしていくという考え方でございますけれども、観察の便宜を図るということで、例えば散策路については砂利敷、そのままチップを敷くということでもございましたけれども、やはり、工具等で水が入りますと流水ということもございまして、また女性とか散策していただくには、やはり一定あげた足を浮かしたような散策路の方がより皆さんに見ただけということ、そのあり方については1つの構想どおりでございましたけれども、より使いやすいという形で地元と何度か協議いたす中で仕様変更になってまいりまして、増額になった次第でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。今の自然の森ですね、これのできあがった後、管理の関係、これは先達で全協の場であったと思いますけれども、町長の曰くは地元で管理はしてもらおうというような答弁だったと思うです。私のちょっと勝手な解釈で、そういうような管理等もしていかななくてはならないということは当然でございますので、地元が管理、そういう方向で考えておられるのか、そこらの点を答弁をいただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 議員ご指摘のとおり、この自然観察の森につきましては地元、町からの提案もございましたけれども、地元からのいろいろご提案もいただいて、それを生かす形で整備してまいりましたので、除草作業等については、かなり面積もございますので、従前の生産森林組合等の管理でお願いしたいと思っておりますけれども、例えば、清掃であるとか、それから自然観察の森をよりよくするために、あんまり手を付けないんですけれども、一定移植とか植物もしていかなければならない。増やしたり、植物を少し移植するとか、そういう形でよりよく自然観察の森を、よりよくするための手立てであるとか、そういう作業について、地元の協力というか、地元でしていただくという形でお話を進めさせていただいております。

○議長（本田秀樹君） 竹中議員、よろしいですか。

○14番（竹中秀夫君） はい。

○議長（本田秀樹君） 10番、小杉和子君。

○10番（小杉和子君） 全協でも申し上げたんですけれども、そこへ自然観察に来られる方々のトイレの問題は地元との相談で付けていただけるのか、付けていただけないのか、それをはっきりと決めていただきたいなと思います。今どういう交渉しておられるのか思いましたから。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 全協でもご指摘いただきましたトイレにつきまして、改めて9月4日にこの香之庄さんの区長さんとお話する機会があり、させていただきました。そのお話の結果ですけれども、トイレにつきましては、やはり地域としてもなかなか日常的な管理が出来かねると、また当該地が集落から一定離れている場所にあるので安全管理等の目が行き届かない。また、ひょっとしたら、こういう施設によ

って、つくることによって、青少年のよくないたまり場になる危険性もありますので、この自然観察の森について、当初役場の方からお話があった時から、こういう施設をつくらないという約束で、香之庄も申し出ておったので、現時点でも、その考え方は変わらないということでございまして、トイレにつきましては地元でグランドゴルフ場で簡易トイレがございまして、それを使っていたらいいということで、将来、もし需要がもし伸びれば、その時点で考えるということで、今の時点では地元としても希望しないということでした、強い意見でしたので、今のところトイレ等の設置は考えておりません。

○議長（本田秀樹君） 10番、小杉和子君。

○10番（小杉和子君） それでは、その簡易トイレがそこに1つありますけれども、あの簡易トイレで間に合うのか、間に合わないのかという問題もありますし、それで住民の方、あそこに案外近くに家が建っておりますので、その家の人たちがトイレを借りに行ったりされると困られるんじゃないかなという私らも意見もありますし、その近辺の人もやはりトイレはつくってほしいという温度差があると思います。本郷と出屋敷のいろいろな温度差があるので、もう1回それはきちんとしていただかないと富士山の問題とよく似たような問題が出てくるんじゃないかなと私は思いますけれども、すみませんけれども、それをお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 小杉議員ご指摘のような意見があるということは聞いておりますので、区長さんをはじめとして、もう一度この件について関わらせて、要するに顔も出させていただくようにさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。今の小杉議員のトイレの件は、結局、学校の先生方も、もしあそこへ昆虫とか植物とかクラスで連れて行った場合のやっぱりトイレの懸念はされておられます。それで、地元がというのではなくて、やはりそこは積極的に、今もおっしゃったように、あの近くに新しく家が建っていますし、水洗便所化すれば簡易トイレよりきれいだし、地元の方がたまり場とか何とかいって言われていますけれども、それなら、今、御幸公園もトイレがあります。あれはグランドゴルフの方が使っておられて掃除されておられます。そんなことで、離れた

ところにもやっぱりトイレはたくさんあるんです。そういう答弁はちょっといかななものかなと思います。もう少し親身になった答弁が私らはいただきたい。それ今後やはり、そういう意見が多いということも、また聞いていただいたらよろしいですけども、あるんで、地元と十分な協議を、これはしていただかねばならない。

もう1点、この件につきまして、初めからいろいろな方とご相談されたと思いますが、見切り発車されて、こういった追加工事が出てきたんです。もう少し、これから事業に取り組んでいただくならば、しっかりとした地元協議を先やっていただいてから予算を付けていただきたい、これは要望しておきます。それで、トイレの件はしっかりと今後も十分に考えていただきたいというふうに思います。

そして、もう1点は結局、愛ぼう君の修理の問題で、感知がタイムスイッチが故障されて、全員協議会の中でも、なぜ、原因を追究します、ということは、あれ50何ヵ所あるので、また同じような故障が起きないか、予防できるものなら予防したらどうかということ、原因を究明されたらどうかということと、地籍調査の件につきまして、いろいろとご説明いただきました。合計40万4,000円ですか、これ人間勘違い、思い違いありますので、これは深く追求はしないけれども、これは結局理事者側がどうお考え方ということ、これを聞きたいです。3点お願いします。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 西澤議員のご質問にお答えいたします。トイレにつきましては、今、西澤議員が申された趣旨に則りまして、もう一度再度、地元と協議の場を持たせていただきまして決めさせていただきたいと思います。

もう1点、構想段階から十分検討せよということでございます。今後につきまして十分その辺留意して進めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（小杉善範君） 愛ぼう君の故障の原因であります、タイマー機能の判断の不良ということで、点検の結果、その内部の機器が作動しないということになります。設置が平成21年3月の設置でありまして、現在4年の余経過しているわけですが、経年による劣化とも思われますし、また機器の不具合という形になっております。50基すべてが現在不良になっているわけではないですが、今後、もしこれに変わる新しい機器等があれば、今後につきましても修理の度に換えの方をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） 地籍調査の補正につきましてですが、地籍調査の補正につきましては、国の補助金の申請の計算方式を見て当初計上いたしました。増減につきましては、追加でという県の指導でございましたので、当初担当としても補正ありきというような計上の仕方になったということで、そうした部分の部分、当初予算でしっかりと計上するというので今後気を付けたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。今、愛ぼう君のタイムスイッチの不具合でか、というのは、おそらく考えられない、結局たまたま不良品が混じってあったかなんかであったと思います。というのは、漏電したとか何とかいうのであれば、まあそれなりの措置なりを出したらいいのですけれども、電気製品なんかはたまたまということもありますけれども、結局原因さえ究明をされたら次のは予防できます。その原因をしっかりと、次、こういう二度と起こらない方策をとっていただきたいという要望なんです。これから、いろいろなことがでできますけれども、そういう点も十分注意していただきたいと。

今、地籍調査というのは、私はこっちの方のどう思われるかということを知りたいです。ということは、国が半分、県・町が25・25、これ31万4,000円で15万7,000円は入りで入っています。町としては15万7,000円は必定です。あとの40万4,000円というものが余計に支出せんならん。足らんという状態になっているので、こっちの理事者側のそういう責任者はどう思っておられるかということ、こっちの話はけっこうです。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） 地籍調査につきましては、当初から執行部から、執行部というか各課から要求がありまして、その分についてすべて筆は入れておりませんので、カットはしていないということで、当然当該年度における踏込部分すべて総計予算主義の原則に基づいて予算は要求されるという認識をいたしておりますので、結果は誠に申し訳ないんですが、そこは生じたということで、それについてはまったく遺憾には思うのですけれども、今現在着手しております地籍調査の整備をすべてやることはどうしても必要だということでございますので、ご理解いただいでよろしくお願

たしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 今答弁いただきましたけれども、やはり、主監会議とかありますので、二度とこういう失敗作を起こさないようにというような話を上層部の方から各主監にしっかりと、どの主監にもかかってくる問題があるかもわかりませんので、それだけは強く要望しておきますので、お願いいたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第63号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第13、議案第64号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。議案第64号でございます。

平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は次の定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,368万1,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ4,783万円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきます。45ページをお願いいたします。歳入ですけれども、まず一般会計繰入金2,368万1,000円の追加でございます。歳出ですけれ

ども、公共用地先行取得等事業債償還元金で 2,390 万 8,000 円の追加、公共用地先行取得等事業債事業再建償還利子で 22 万 7,000 円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 6 4 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 6 4 号 平成 2 5 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 1 4、議案第 6 5 号 平成 2 5 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、議案第 6 5 号 平成 2 5 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

議案書 46 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ 775 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 8,955 万 7,000 円とするものでございます。

事項別明細書の方で説明させていただきます。49 ページをお開きください。まず、歳入の部でございますが、繰越金といたしまして療養給付費交付金繰越金 775 万 7,000 円の追加、これにつきましては、平成 2 4 年度退職者医療給付費の確定に伴い、その財源を繰り越しをさせていただきます。翌年度に精算をするための財源の繰越

金でございます。

それから、歳出の方でございますが、諸支出金償還金及び還付加算金といたしまして、償還金利息及び割引料 775 万 7,000 円の追加、これにつきましては歳入の方の財源をもとにいたしまして平成 24 年度退職者医療給付事業に係る社会保険支払基金から交付された療養給付費交付金の確定によります返還金をここから支出をさせていただくものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 65 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 65 号 平成 25 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 15、議案第 66 号 平成 25 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 議案第 66 号 平成 25 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

議案書 50 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,091 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,187 万 7,000 円にするものでございます。

事項別明細書の方で説明をさせていただきますので、53 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金介護給付費交付金の過年度分といたしまして324万2,000円の追加、これにつきましては平成24年度介護給付費の精算に伴う追加交付でございます。県支出金県負担金の介護給付負担金の過年度分の140万8,400円につきましては、これも平成24年度介護給付費負担金の精算に伴います追加交付でございます。繰入金といたしまして、基金繰入金介護給付費準備基金繰入金13万5,000円の追加、これにつきましては前年度に還付する保険料の財源とするため取り崩すものでございます。繰越金前年度繰越金としては613万4,000円の追加、平成24年度決算確定により繰越金でございます。

歳出の方に移りまして、54ページをお開きください。諸支出金の償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料の還付金でございますが、償還金利子及び割引料といたしまして72万円の追加、これにつきましては第1号被保険者保険料の還付金でございます。これは25年度の所得確定により還付させていただくもので106名の方に還付をいたしております。

次に、諸支出金の償還金利子及び割引料でございますが、過年度負担金交付金返還金として501万5,000円の追加、これにつきましては地域支援事業の介護予防給付費減による返還等、それから介護予防教室等の事業の減による返還等でございます。諸支出金の基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金といたしまして516万4,000円の追加、これにつきましては平成24年度介護給付費交付金等の追加交付分を基金に積み立てるものでございます。

最後、諸支出金の繰出金でございますが、他会計繰出金といたしまして一般会計繰出金2万円の追加でございますが、これにつきましては平成24年度決算に伴う町負担の超過分を一般会計の方に返還をさせていただいたものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第66号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第16、議案第67号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋君登壇]

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第67号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。

本補正は財源補正でございます。議案書の58ページ、事項別明細書をご覧ください。本補正に伴いましては、財団法人滋賀県下水道公社が本年3月31日に解散いたしました。それに伴いまして、財産処分に伴う収入取り崩しで、出資率に応じて、各市町に配分されるものでございます。据置金と申しますのは、いわゆる出資金でございます。

それでは説明させていただきます。歳入の部でございますけれども、繰入金といたしまして一般会計繰入金を227万8000円の減、諸収入の雑収入、雑収入といたしまして、先ほど申しました据置の入りということで227万8000円の増ということでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第67号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を1時からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

◎議案第68号から議案第74号の上程、説明

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第68号 平成25年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第23、議案第74号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議案にいたします。なお、この決算説明については自席からの説明を求めるといたします。本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者

○会計管理者（辻 善嗣君） それでは、平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに6つの特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

ただいま議長から自席からの発言をお許しいただきましたので、座らせていただいでの説明をさせていただきたいと思っております。

平成24年度は震災からちょうど1年が経過しまして、景気はその影響によりまして、依然として厳しい状況の中でのスタートでございます。日本経済の先行きについては、復興需要等を背景として、景気回復の動きが緩やかであっても上向き傾向が続くことを期待されておりますが、欧州の政府債務危機を巡る不確実性が高まり、金融資本市場の変動や海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

政府は日本経済を大胆に再生させるために、大地震からの復興を大きく前進させ、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて、全力で取り組むこととされておりますが、原発廃炉への道筋も見えず、まだまだ先行き不透明であります。中長期的な観点から、バランスを欠くことなく、安定成長の足場をつくっていくことが求められているところであります。

このような中、本町も合併して7年が経過しました。24年度は愛荘町総合計画の

前期基本計画の最終年として、さらに安心して暮らしていただけるまちづくりを目指しまして後期基本計画を策定いたしましたところでございます。

平成24年度の主な事業は、社会資本整備総合交付金を活用した湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域の整備や、町道愛知川市線交差点改良、単独事業としてけんこうプールの改修などに取り組んだところでございます。

また、平成23年度からの繰越事業として八木荘保育園の園舎改築に伴います補助や、国庫補助金・合併特例債を財源としまして、愛知川地域の両小学校の空調整備を行ったところでございます。

それでは、今議会に提出させていただきます平成24年度愛荘町の7会計の決算についてご説明を申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。決算の詳細につきましては、決算特別委員会・各常任委員会に付託をされましてご審議いただくことになっておりますので、私の方からはこの緑色の決算書に基づきまして、各会計の概要を説明させていただきます。

まず、議案第68号 一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてであります。一般会計の歳入総額は、5ページでございますが、89億3,064万2,947円で、前年度比15億1,820万円、14.5%の減でございます。これにつきましては前年度の大きな事業が終了したことが理由でございます。また、不納欠損処分を815万3,999円させていただいて、収入未済額につきましては2億4,514万3,376円でございます。前年度決算における収入未済額につきましては2億6,402万円ございましたので、約1,880万円縮まったものと思っております。

まず、第1款町税でございますが、28億9,991万2,293円でございます。前年度比2億1,490万円、6.9%の減となります。大きく減となった要因は、景気低迷によりまして法人町民税は33.8%の減、固定資産税が3年ごとの評価替えによりまして、国が定める既存家屋の経年減価率が新築家屋の増加分を大きく上回ったことや、償却資産の減価等によりまして6.6%の減、たばこ税が健康志向の高まりによりまして1.4%の減、逆に増加したものは年少扶養控除の廃止等によりまして個人町民税が6.7%の増、軽自動車税が1.8%の増となりました。

第9款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税を合わせまして23億

4,254万5,000円で、前年度比1億7,597万円、7%の減となりました。

13款国庫支出金については、6億6,627万9,327円で、国の臨時的経済対策によりまず地域活性化交付金などが減少しまして、前年度比3億169万円、31.2%の減でございます。

14款県支出金でございますが、5億9,095万4,416円でございます。平成23年度にありました子育て支援緊急整備費補助金、ふるさと雇用再生特別推進事業補助金、緊急雇用創出特別推進事業補助金、あるいは県議会議員選挙交付金などが皆減となりまして、前年度比9,765万円、14.2%の減となっております。

17款繰入金につきましては、町税、地方交付税などの減少によりまして、主要事業の財源として6つの基金の一部を取り崩しを行いました。他会計繰入金と合わせまして4億9,207万5,608円、前年度比3億3,123万円、205.9%の増となりました。

20款町債でございますが、全体の発行額は8億2,950万円でございます。前年度比8億5,270万円の減、率にして50.7%の減となったところでございます。湖東三山スマートインターチェンジ周辺整備あるいは中山道舗装復旧測量設計、名神国八線の道路改良、小型動力ポンプ等整備事業、繰越事業としまして小学校の空調改修事業などに充当したものでございます。なお、発行額のうち、1億9,000万円につきましては町合併振興基金条例の規定に基づき、町民との協働によりまず心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまちづくりを実現するために、一般財源と合わせまして2億円の基金の積み立てをいたしております。

次に、歳出でございますが、決算書は6ページから9ページで、事項別明細書54ページでございます。歳出総額につきましては9ページに記載をいたしてございまして87億2,980万5,474円で、前年度比14億1,003万2,551円、13.9%の減となりました。

歳出の主なものについて申し上げます。第1款の議会費でございますが、8,727万4,000円を支出しております。議員共済会負担金1,067万円の減などによりまして、全体で前年度比1,155万7,000円、11.7%の減となりました。

第2款総務費におきましては13億1,375万4,000円を支出しております。歳出総額の15%を占めております。湖東三山スマートインターチェンジ周辺整備のための用地購入、総合行政システムの更新、愛知川庁舎外壁改修などで前年度比3億565万円、30.3%の増となりました。その他、人件費、庁舎管理、まちづくりの事業、町総合計

画の後期基本計画の策定、姉妹都市交流、自治会活動の支援、衆議院議員選挙や繰越事業として旧町営住宅長野団地の里道・水路の付け替え工事などを実施したものであります。

第3款民生費ですが、25億6,366万4,000円となります。歳出総額の29.5%を占めております。建設から10年が経過しましたけんこうプールの改修などによりまして、前年度比4,605万円、1.8%の増となりました。その他、福祉医療費助成あるいは人権施策の推進、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、国民健康保険や介護保険事業特別会計への繰り出しや繰越事業として八木荘保育園の園舎改築事業の補助を行ったものであります。

第4款衛生費におきましては、5億5,751万7,000円を支出しております。住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請件数の増加あるいは平成22年度の途中から公費助成を開始した子宮頸がんワクチン接種事業では、22年度末のワクチン供給不足によりまして23年度に接種者がずれ込んだことがあって、大きく増加しましたが、24年度は安定したため、衛生費全体では前年度比1,518万円、率にして2.7%の減となりました。その他、母子保健事業、各種健診・予防接種事業、美化推進・ごみ収集・環境対策事業などを実施したものであります。

5款労働費におきましては、4,507万6,000円を支出しております。緊急雇用創出事業の縮小によりまして、前年度比7,354万円の減、62%の大きく減になってございます。

第6款の農林水産業費におきましては1億5,954万2,000円を支出しております。ほ場整備事業費の増、集落営農ビジョン推進事業補助金の申請件数の減、いろいろございますが、全体で前年度比1,101万円の減、6.5%の減となりました。その他、農業・林業新興対策事業を実施したものであります。

第7款商工費であります。7,196万9,000円を支出しております。町商工振興あるいは地場産業の育成、湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備のための開発許可申請事務など、前年度比1,901万円、35.9%の増となります。

8款土木費におきましては8億1,312万3,000円を支出しております。社会資本整備総合交付金を活用して町道愛知川市線交差点改良や地籍調査、橋梁長寿化修繕計画の策定、町営住宅の共有部分の通路・階段の滑り止め等の改修工事、小集落改良事業あるいは下水道事業特別会計への繰出しなどで、前年度比4,494万円、5.9%の増とな

ります。

9款消防費であります。3億4,329万5,000円を支出しております。消防団員公務災害補償基金掛金の減あるいは自治会が使用される消防施設整備事業費の増などによるもので、全体で前年度比669万4,000円の増、率にして2%の増であります。その他、愛知郡広域行政組合への負担金、10月以降については東近江行政組合への負担金の支出、繰越事業として放射線測定機器の購入を行ったものでございます。

10款教育費におきましては、10億6,501万5,000円を支出しております。歳出総額の12.2%を占めております。給食センターの整備、中央スポーツ公園あるいは秦荘東小学校大規模改修などの大規模事業の皆減によりまして、前年度比17億2,619万円、率にして61.8%の減となったところでございます。繰越事業としましては愛知川地域の両小学校普通教室の空調整備を行ったものでございます。

12款公債費におきましては、長期債の元利償還でございまして、10億2,209万8,000円を支出しております。歳出総額の11.7%を占めております。前年度に比べて2億241万円、16.5%の減となりました。これはここ数年実施してまいりました繰上償還によりまして、起債残高が減少し、通常元利償還分が減少したことによるものでございます。このうち年度途中や年度末の資金不足によりまして、財政調整基金の一部繰替運用や金融機関からの一時借入金を行ったものに対する利子として31万9,535円を支出しております。

13款諸支出金におきましては、各種基金に6億8,747万円を積み立てております。前年度比2億752万円、率にして43.2%の増となったところでございます。今年度の積み立てにつきましては、主なものとして、余剰金と利子相当分を財政調整基金に1億7,730万円、地域基盤づくり推進基金に3億728万円、合併振興基金に2億円など11基金に積み立てを行っております。

次に178ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引く歳入歳出差引額は2億83万7,473円で、翌年度へ繰越すべき財源5,030万7,000円を差し引き、実質収支額は1億5,053万473円となったところでございます。

次に、179ページの財産に関する調書でございますが、(1)土地建物の愛知川地域を記載しております。上から13段目の町営住宅ですが、旧町営住宅長野団地の跡地の売却に伴いまして、面積が663㎡の減となりました。また、裏面を見ていただきま

して、秦荘地域につきましては湖東三山スマートインターチェンジ活性化施設の用地として、土地開発基金で先行取得していた土地を一般会計で払い戻したもので、5,284㎡の増となりまして、合わせまして4,621㎡の増となったものであります。

次に181ページをご覧いただきたいと思えます。(2)の物品でございますが、老朽化した庁用車2台を更新いたしたものと、幼稚園児の送迎車2台、給食運搬車2台を公売したもので、差し引き4台の減となったものであります。

その下の(3)の出資による権利につきましては、年度中の増減はございません。

次に、めくっていただきまして182ページの(4)基金でございますが、土地開発基金を除く基金については12基金ございます。24年度は主要事業の財源として4億8,689万7,000円の取り崩しを行い、年度末に6億8,747万6,000円を積み立てをし、差し引き2億57万9,000円の増となり、年度末現在高は42億3,981万5,000円で、前年度末比の比較では5%の増となったところでございます。

土地開発基金であります。湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域整備用地として先行取得していた5筆5,284.38㎡を一般会計予算で買い戻したもので、土地代金3,672万6,441円につきましては、土地開発基金として再度積み立てをいたしております。それに伴う現金と土地の増減でございます。

一番下の(5)の有価証券につきましては、預金利息122円の増でございます。年度末現在高は24万6,479円となっております。

以上が、平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。183ページからでございます。

「議案第69号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて」をご説明申し上げます。

歳入決算額は184・185ページでございます。収入済額は85万223円、収入未済額は168万1,578円となっております。歳出決算額については186・187ページでございます。支出済額は収入決算額と同額の85万223円となっております。長期債の元利償還は平成23年度で終了いたしましたので、現在は従前の貸付に対する償還業務に鋭意努めているところであります。

次に、192ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額・歳出総額とも同額でございます。実質収支額、次年度への繰越金も0でございます。

次に議案第70号 土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることに

ついてをご説明申し上げます。

歳入決算額は 194・195 ページでございます。収入済額 2,850 万 2,420 円で、歳出決算額は 196・197 ページで、支出済額は 2,849 万 9,486 円となっており、差し引き 2,934 円の残額でございます。

主に一般会計からの繰入金を財源といたしまして、公共用地先行取得にかかります長期債の元利償還に支出したもの、および山川原地区小集落地区改良事業に伴う用地取得費あるいは改良区の賦課金を支出したものでございます。

203 ページの財産に関する調書でございますが、小集落地区改良事業に伴います土地 483.69 m²を取得しまして 23.76 m²を売払い、差し引き 459.93 m²の増となったものでございます。

次に議案第 7 1 号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。

歳入決算額については 205・206 ページでございます。事項別明細書は 209 ページからでございます。収入済額 17 億 8,927 万 1,147 円、不納欠損処分を 744 万 5,024 円させていただいております。収入未済額は 1 億 1,670 万 3,385 円でございます。収入未済額は国保税でございまして、現年課税分が 2,184 万円、滞納繰越分が 9,485 万円となっております。

歳出につきましては 207・208 ページでございます。事項別明細書は 221 ページからでございます。支出済額は 17 億 4,477 万 1,209 円で、不用額は 4,293 万 8,791 円となったところでございます。

年度末の国保加入世帯数は 2,519 世帯、町全体の世帯数の 34.7%、被保険者数は 4,725 人で、町全体の 22.3%の加入率となっております。

次に、233 ページをご覧いただきたいと思っております。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額と実質収支額とも同額の 4,449 万 9,938 円でございます。

234 ページの財産に関する調書の国民健康保険財政調整基金であります、利息分 8 万 6,085 円を積み立て、年度末残高は 6,411 万 4,903 円でございます。

次に議案第 7 2 号 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。

歳入は 236・237 ページで、収入済額は 1 億 4,221 万 176 円、収入未済額 8 万 575 円でございます。

歳出につきましては238・239ページで、支出済額は1億4,195万2,064円、不用額は121万7,936円でございます。

246ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額・実質収支額とも同額の25万8,112円でございます。

平成20年度の制度創設以来、75歳以上の加入者数は年々増加しておりまして、24年度末では2,289人、制度創設当初（平成20年4月1現在）2,077人ございましたので、5年間で212人の増加となっております。

次に議案第73号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてでございますが、歳入につきましては248・249ページで、事項別明細書は252ページからでございます。

収入済額は11億7,459万7,132円で、不納欠損処分を80万6,400円させていただき、収入未済額は445万306円となっております。

歳出は250・251ページでございます。事項別明細は262ページからでございますが、支出済額11億6,846万1,310円で、不用額は2,838万3,690円でございます。

次に278ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額、実施収支額とも同額の613万5,822円でございます。279ページの財産に関する調書でございますが、介護保険給付準備基金としまして1,798万4,347円を積み立てをいたしました。年度末現在高は5,364万1,517円となったものでございます。

次に議案第74号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてでございますが、歳入は281・282ページで、事項別明細は285ページからでございます。

収入済額は11億9,540万7,532円、不納欠損処分を252万8,038円させていただき、収入未済額は2,525万9,093円となっております。収入未済額につきましては、受益者分担金・負担金、下水道使用料でございます。

歳出でございますが、283・284ページでございます。事項別明細は291ページからでございます。支出済額11億8,676万3,579円、翌年度への繰越財源として88万円、不用額は3,880万4,421円でございます。

年度末の下水道の普及率でございますが99.1%となっております。そのうち水洗化をしていただいた率は世帯では84.5%、人口では87.2%となっております。

297 ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額 864 万 3,953 円から、翌年度へ繰り越すべき財源 88 万円を差し引きまして実質収支額は 776 万 3,953 円となったところでございます。

298 ページの財産に関する調書でございますが、下水道公社の出資金でございます、決算年度中の増減はございません。

ご承知のとおり、財団法人滋賀県下水道公社は昭和 57 年に創立されまして滋賀県が設置されます流域下水道の維持管理業務を担っておりましたが、平成 25 年 3 月末日をもって解散され、本年 4 月以降は滋賀県がその業務を引き継がれております。

このほど下水道公社の残余財産の精算が行われまして、先ほど下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でも説明がありましたように、この出資金を含みまして 227 万 8,217 円を今年度本町に配分をされるものでございます。

以上、走らせていただきましたが、平成 24 年度の愛荘町一般会計および 6 特別会計の歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

詳細につきましては、明日以降の各委員会におきまして、各所管から説明をさせていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご認定をいただきますようお願いを申し上げます、決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） それでは、監査委員の報告を求めます。4 番、高橋正夫君。
〔4 番 高橋正夫君登壇〕

○4 番（高橋正夫君） 4 番、高橋正夫です。

平成 24 年度愛荘町一般会計ならびに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 25 年 8 月 1 日に提出のあった平成 24 年度愛荘町一般会計ほか各 6 特別会計の歳入歳出決算について、去る 8 月 19 日・20 日・21 日の 3 日間審査をした。

その結果は、決算書の内容および予算の執行状況については適正に行われているものと認めた。

平成 25 年 8 月 23 日

愛荘町長 村西俊雄様

愛荘町監査委員 山本憲宏

結びに、平成24年度決算審査に関して、以下の項目について監査委員の意見いたします。

1、歳入確保に向けて 平成24年度末のアベノミクス効果により、日本経済は回復基調にあり、この秋開通予定の湖東三山スマートインターチェンジに対し、町としては整備事業を推し進められているところである。しかしながら、湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域の開発の遅れが見られます。湖東三山スマートインターチェンジを最大限活用できるよう、今後企画ならびに事業の推進に努力され、運営されていくことを期待いたします。

2、税収等の収納率について 歳入がますます厳しくなることが見込まれる中、町税の収納率は92.2%と90%前半をこの5年間は推移しております。町税負担ならびに公的負担についての公平の観点から、引き続き滞納整理について一層の努力を願うところでございます。

3、適切な組織の運営について 組織を運営していくためには、安定した組織体制であることが必要です。そのため、度重なる組織変更は組織の混乱を招きます。また、上席者が職員のチェック・指摘していくことは健全な組織の運用という点からも必要でございます。適切な時間に報告があるように指導し、適切でない行為が行われているときに、その時点で指摘するように行われることを望みます。組織運営の基本でもある「報告・連絡・相談」を徹底していただくことを求めます。

4、ICT化への適切な対応 財政のシステムについてICT化を徐々に図られているところではありますが、システムだけがバージョンアップを図られてしまい、運用がICT化へ対応できていないところが見られます。ICT化する対応はハード面だけの対応ではなく、運用についてもしっかり対応しないとコスト削減ではなく、コストアップにつながる恐れがあります。システムの本格的な運用が始まるまでに、再度システムに対する運用について、町長以下すべての職員に、運用方針を徹底的に浸透させていただきたいと思っております。

終わりになりますが、今後とも住民ニーズを取り入れまして、住民福祉の向上と愛荘町の発展のため、町長以下職員一丸となって邁進されることを期待いたしまして、監査報告いたします。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。議案第68号 平成24年度愛荘町一般会計

歳入歳出決算の認定を求めることについては、会議規則第 31 条第 1 項の規定により議長を除く全委員で構成する決算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。なお、決算特別委員会の正副委員長は総務委員会の正副委員長に決定していますから、委員長に西澤久仁雄君、副委員長に城貝増夫君です。

お諮りします。会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 69 号から議案第 74 号まで、所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号 平成 24 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第 74 号 平成 24 年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。議事の都合により、9月11日から9月25日までの15日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、9月11日から9月25日までの15日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

再開は、9月26日木曜日です。当日は午前8時30分から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後1時38分